

(高松法務局)

徳島地方法務局

〒770-8512 徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎

TEL (088) 622-4171 FAX (088) 656-5485

(ホームページアドレス) <http://houmukyoku.moj.go.jp/tokushima/index.html>

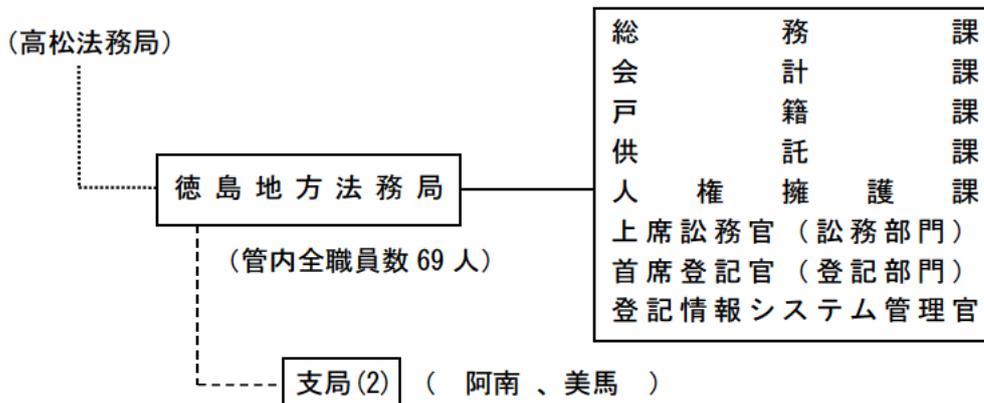
阿南支局 〒774-0013 阿南市日開野町谷田 497-2

TEL (0884) 22-0410 FAX (0884) 22-3844

美馬支局 〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南 125-1

TEL (0883) 52-1164 FAX (0883) 52-1384

[組織及び職員数]



(参考) 人権擁護委員 181 人 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

設置根拠	<p>地方法務局：法務省設置法第 15 条、法務省組織令第 70 条</p> <p>支局：法務省設置法第 19 条、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則第 1 条及び第 3 条</p>
所掌事務	<p>地方法務局：不動産登記、商業・法人登記、成年後見登記(証明書交付事務のみ)</p> <p>動産譲渡登記(概要記録事項証明書交付のみ)</p> <p>債権譲渡登記(概要記録事項証明書交付のみ)</p> <p>電子認証、戸籍、国籍、供託、訟務、人権</p> <p>支局：不動産登記、商業・法人登記(証明書交付事務、印鑑事務、印鑑カード事務のみ)</p> <p>動産譲渡登記(概要記録事項証明書交付のみ)</p> <p>債権譲渡登記(概要記録事項証明書交付のみ)</p> <p>電子認証、戸籍、供託、人権</p>

管 轄 区 域	(不動産登記)	
	法務局、支局	管轄区域
	徳島地方法務局	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦郡（勝浦町、上勝町）、名東郡佐那河内村、名西郡（石井町、神山町）、板野郡（松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町）
	阿南支局 美馬支局	阿南市、那賀郡那賀町、海部郡（美波町、牟岐町、海陽町） 美馬市、三好市、美馬郡つるぎ町、三好郡東みよし町
情報公開・個人情報保護窓口	(商業・法人登記) 徳島地方法務局が県全域を管轄し、支局は、各種証明書交付事務、印鑑提出等に関する事務、印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務のみ	
	担当：徳島地方法務局 総務課 TEL (088) 622-4171 (代) (注) 徳島地方法務局及び下部機関に関する情報の開示請求等は、全て上記窓口で受け付けています。	
各種相談・案内窓口	<p>1 登記相談 内容：不動産・法人登記等申請手続全般 担当：登記部門 TEL (088) 622-4171 (代)</p> <p>2 戸籍・国籍相談 内容：無戸籍の方の戸籍に関する相談、国籍の取得等に関する相談、帰化申請手続 担当：戸籍課 TEL (088) 622-4171 (代)</p> <p>3 供託相談 内容：供託手続等全般 担当：供託課 TEL (088) 622-4171 (代)</p> <p>4 人権相談 内容：人権侵犯・人権に関する相談全般 担当：人権擁護 TEL 0570-003-110 みんなの人権 110 番 0120-007-110 子どもの人権 110 番 0570-070-810 女性の人権ホットライン インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp</p> <p>※ 各種相談の受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです（インターネット人権相談を除く。）。</p>	